

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上世屋

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 5 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

基本は個別による農地の利用権設定を行うが地区外にいる農地所有者など必要に応じて
農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

上世屋地区では、集落内の棚田において伝統的農法（稲木による天日干しなど）による
稲作を中心とした農業が続けられてきた。他地域では見られなくなった昔ながらの農
業技術、受け継がれてきた風景、文化を次世代へ継承するとともに、企業との連携や
新たな取組に挑戦する。

○新規就農の促進…新たな担い手として小山氏への農地集積を行う。（追加でどうなるか）

○企業の農業参入…(株)飯尾醸造の参入による水稻（無農薬）栽培を継続する。

○その他…都市住民との交流イベントなどを継続し、農作業体験や付加価値の高い農作
物の販売拡大を図る。